事業者のみなさんへ！

三好市中小企業者等総合支援事業補助金

三好市では、事業者の皆さんが自ら取り組む経営基盤の強化・向上や、社会的環境の変化に対応するための事業を10種類の事業区分で支援します。

対象事業者

①三好市内に事業所がある中小企業者・小規模企業者・小企業者・団体・組合
②三好市内に住所と事業所がある個人事業主

要　　件

○申請日時点で、三好市内で事業を行っていて、継続して三好市内で事業を行うこと。
○申請する事業が、申請した年度内に実施・支払い完了すること。
○申請する事業が、新規の事業であること。
○法律に基づく許認可等が必要な場合は、その許認可等を取得しているか、取得することが確実なこと。
○公序良俗に反する事業を行う者でないこと。
○申請する事業について、他の補助金等を受けていない・受ける予定もないこと。
○市税を滞納していないこと。

申請から補助金支払いまでの流れ

申請書提出 » 交付決定 » 事業着手 » 実績報告 » 補助金額確定 » 補助金支払

申請時に必要な書類

①三好市中小企業者等総合支援事業補助金交付申請書（様式第１号）
②事業計画書（様式第２号）
③収支予算書（様式第３号）
④経費内訳書（様式第４号）
⑤誓約書兼同意書（様式第５号）
⑥補助対象経費に係る見積書等の写し
⑦市内で事業を行っていることが証明できる書類
⑧「創業後広告宣伝事業」に申請する場合は、創業セミナー等の受講修了書の写し

提出・お問い合わせ

〒778−8501　三好市池田町サラダ1610−1
三好市産業観光部　商工政策課　　TEL 0883 − 72 − 7645

1. IT等活用販売推進事業

上限15万円

このような取り組みを支援します

自社HPの改良、他社ウェブサイトへの出店など、ウェブサイト上での商品及びサービスの販売や売上の向上に向けた取り組み

対象となる経費

ウェブサイト改修や検索エンジン最適化対策などの委託費、ドメイン取得費、ネットショッピングモール初期登録費など

2. 新製品、新規事業等広告宣伝事業

上限20万円

このような取り組みを支援します

新製品や、新規事業の販路開拓を目的とした広告宣伝に対する取り組み

対象となる経費

チラシの印刷代など、広告宣伝にかかる経費など

※事業開始後、3年を経過するものは対象となりません。

※新製品や新規事業のうち、過去に同じ事業区分で補助金の交付をうけたものは対象となりません。

3. デザイン企画制作事業

上限30万円

このような取り組みを支援します

パッケージのデザインやブランドデザインなどの企画に対する取り組み

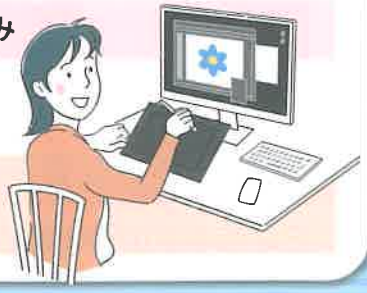

対象となる経費

企画やプランニング、デザインや制作にかかる経費、委託料、謝金など

4. 加工特産品開発事業

上限40万円

このような取り組みを支援します

三好市の地域資源や地域特性を活かした特産品の加工開発に対する取り組み

対象となる経費

製造や加工などに必要な機器など機械装置のリース料、研修や技術指導などにかかる謝金、委託料、旅費、試作及び調査にかかる原材料費、試験委託料、試験検査費など

※農産物など原材料の栽培にかかる経費、他の模倣品や販売を目的としないものは対象となりません。

5. 創業後広告宣伝事業

上限20万円

このような取り組みを支援します

創業後１年以内の方の、販路開拓のための広告宣伝に対する取り組み

対象となる経費

広告宣伝費など

※「2. 新製品、新規事業等広告宣伝事業」との併用はできません。三好市創業支援事業計画に掲げる「特定創業支援事業」の創業セミナー又は同等の研修を受講している方が対象です。

6. 販路開拓事業

上限10万円

このような取り組みを支援します

販路開拓を目的とした、三好市外で開催される展示会、見本市、商談会等への出展の取り組み

対象となる経費

出展料、小間装飾料、備品使用料、旅費、運搬費など

※物販など販売が主目的なものは対象になりません。

7. 企業間連携事業

上限20万円

このような取り組みを支援します

市内事業者が合同で取り組む研修会などへの取り組み

対象となる経費

謝金、報酬、委託料、借上げ料、広告宣伝費など

8. 職場環境改善事業

上限20万円

このような取り組みを支援します

人材定着率の向上などを目的として実施する職場環境改善に対する取り組み

対象となる経費

従業員の、職場環境改善のための研修会などへの参加費、委託料、会場使用料、講師謝礼、外注費など

9. 人材確保事業

上限20万円

このような取り組みを支援します

合同企業説明会への出展や、大手求人サイトへの掲載、人材紹介業者の活用、インターン受け入れなど、人材の確保に対する取り組み

対象となる経費

出展料、備品使用料、印刷製本費、借上料、旅費、求人サイト掲載料、報酬など

10. DX等活用推進事業

上限20万円

このような取り組みを支援します

業務の効率化や、生産性の向上を目的とするDX等活用に対する取り組み

対象となる経費

ソフトウェア導入費、システム導入費、リース料など

※ソフト利用料など、月額費用が発生する場合は最大12ヵ月分を対象経費とします。(ただし、交付決定年度内に支払いが完了する経費に限ります。)

※年度内に、3種類の事業区分まで申請できます。

※年度内に、各事業区分の上限額に達するまで申請できます。

→例えば、事業区分「2. 新製品、新規事業等広告宣伝事業(上限20万円)」に申請し、補助金額が10万円だった場合、残りの10万円分で再度申請ができます。

※補助率は全て2分の1です。

※必ず、事業の着手前に申請してください。